



役員等及び評議員の報酬等に関する規程



社会福祉法人**恵友会**

(目 的)

第1条 本規程は、社会福祉法人恵友会の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員等及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 役員等及び評議員の報酬等並びに費用については、社会福祉法に照らし、民間事業者の役員等の報酬及び従業員の給与、当法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないよう、本規程により支給の基準を定め、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定 義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事、監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された理事及び監事のうち、専らこの法人に常勤する者をいう。
- (3) 非常勤役員等とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わないものとし、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいうものとし、報酬等とは明確に区分されるものとする。

2 役員等及び評議員の職務分掌は別表1に定めるとおりとする。

(報酬等の支給)

第3条 法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。常勤役員の報酬額は、別表2「常勤役員の報酬月額」に定めるとおりとする。

2 非常勤役員等の報酬は、理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。報酬額は、別表3「非常勤役員等の報酬」に定めるとおりとする。

3 常勤役員には、毎年6月及び12月に、役員賞与を支給することができる。役員賞与額は、別表4「常勤役員の賞与」に定めるとおりとする。

4 評議員には、評議員会への出席など、必要の都度、報酬等を支給することができる。報酬等は、別表5「評議員の報酬」に定めるとおりとする。

(役員退職金)

第4条 常勤役員の退職金は、別に定める役員の退職金に関する規程による。

(報酬の支給日)

第5条 常勤役員の報酬月額は、月額をもって前月分を職員の賃金支払日と同日に支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出があつた立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、職員と同額の通勤費を支給する。

(出張旅費等)

第8条 役員等又は評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表6により旅費等を支給する。

- 2 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後に精算することができる。
- 3 法人業務遂行に必要な経費（接待交際費、研修会参加費等）については、実費を原則として支給する。ただし、法人が必要と認めた範囲内とする。

(費用の支払)

第9条 法人は、役員等及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第10条 法人は、本規程をもって、社会福祉法に定める役員報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第11条 本規程は、社会経済の変動、法人の経営状況等により一部又は全部を改廃することがある。

- 2 本規程は、理事長が諮問する評議員会の承認により改定又は廃止することがある。

(補則)

第12条 本規程の実施に関し必要な事項は、理事長が諮問する評議員会の承認により別に定める。

付 則

本規程は、平成29年4月1日より適用する。

役員等及び評議員の職務分掌

役 職	職 務
理 事 長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人を代表し、法人の経営及び運営に関わる最終責任を有する。 ・ 法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。 ・ 法人運営の法人理念を策定し、必要な経営資源を供給する。 ・ 経営の安定化、組織の向上のために戦略的方向性を示し、経営判断を行う。 ・ 適正な施設マネジメントの推進と検証、評価及び継続的改善を行う。 ・ 理事会の決定に基づき、法人の内部的・対外的な業務執行権限を有する。 ・ 毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。
理 事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事会における議決権の行使等を通じ、法人の業務執行の意思決定に参画する。 ・ 理事長や他の理事の職務の執行を監督する役割を担う。 ・ 法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときの監事への報告義務を有する。 ・ 法令及び定款を遵守し、法人のため忠実にその職務を行う責任を負う。 ・ 任務を怠ったときは法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。 ・ 職務を行うについて悪意又は重大な過失があったとき、又は虚偽の記載若しくは記録等を行ったときは、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。
評 議 員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評議員会の構成員として、法人業務、財産状況、役員の業務遂行状況について意見の表明を行う。 ・ 任務を怠ったときは法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。 ・ 職務を行うについて悪意又は重大な過失があったとき、又は虚偽の記載若しくは記録等を行ったときは、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。
監 事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の業務監督及び会計監査を行う。 ・ いつでも理事及び法人職員に対して事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をする権限を有する。 ・ 理事の職務の執行を監査する。 ・ 理事が不正の行為をしたとき、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は、法令・定款に違反する事実、著しく不当な事実があると認めるときは、理事に対し理事会の招集を請求する権利を有する。 ・ ①理事が不正の行為をしたとき、②理事が不正の行為をするおそれがあると認めるとき、③法令・定款に違反する事実があるとき、④著しく不当な事実があるときには、その旨を理事会に報告する義務を負う。 ・ 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べる。 ・ 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査し、法令・定款に違反する事項や著しく不当な事項があると認めるときは、その結果を評議員会に報告する義務を負う。 ・ 毎年、定期的な監査報告書の作成並びに理事会及び所轄庁への報告を行う。 ・ 理事の業務執行の状況又は社会福祉法人の財産の状況について理事に対する意見の表明を行う。 ・ 任務を怠ったときは法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。 ・ 職務を行うについて悪意又は重大な過失があったとき、又は虚偽の記載若しくは記録等を行ったときは、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

別表 2

常勤役員の報酬月額

役 位	報 酬	調整手当
理 事 長	1,000,000 円以内の額	報酬月額の 100 分 12 以内を乗じて得た額
理 事	500,000 円以内の額	報酬月額の 100 分 12 以内を乗じて得た額

※使用人兼務理事（施設長、事務局長など、職員としての職位を兼務している者）については、この表の他、別に定める職員賃金規程による。

別表 3

非常勤役員等の報酬

名 称	報 酬
理 事 会 出 席 等	謝金として 1 人 1 回につき 5,000 円以内
監 事 監 査 指 導	謝金として 1 人 1 回につき 10,000 円以内

※理事会出席等の報酬には、理事業務の報酬を含む。

別表 4

常勤役員の賞与

支給額	所定の基準日における常勤役員の報酬月額に 100 分の 400 を乗じて得た額とする。ただし、当該常勤役員の業績を考慮し、100 分の 150 を乗じて得た額を超えない範囲で、これを増額し、又は減額することができる。
基準日	6 月支払賞与は 6 月 1 日、12 月支払賞与は 12 月 1 日とする。
減額等	次の各号の一に該当する場合には、賞与を減額又は支給しないことがある。 (1) 法人の信用を傷つけ、又は法人の機密を漏らすことにより、法人に損害を与えたとき。 (2) 法人の経営状況が悪化したとき。 (3) その他前各号に準ずる事由により、理事長が諮問する評議員会の過半数が減額ないし不支給を適当と承認したとき。

別表 5

評議員の報酬

名 称	報 酬
評 議 員 会 出 席 等	謝金として1人1回につき 5,000 円以内

※評議員会出席等の報酬には、評議員業務の報酬を含む。

別表 6

役員等及び評議員の旅費等

宿泊費	旅費、その他
実費 (20,000 円以内)	実 費

役員退職金に関する規程

(適用範囲)

- 第1条 1. この規程は、社会福祉法人 恵友会(以下「法人」という)の理事(役員)の退職金について定めたものである。
2. この規程による退職金制度は、法人に雇用され勤務する理事(役員)に適用する。

(支給額その1)

第2条 理事(役員)が次の事由により退職する場合は、退職時における基準給与の月額に勤続年数に応じて退職金を支給する。

- ① 死亡したとき
- ② 業務上の傷病により退職するとき
- ③ 会社の都合により退職または解雇されたとき
- ④ 定年に達したとき

(支給額その2)

第3条 理事(役員)が次の事由により退職する場合は、退職時における基準給与の月額に勤続年数に応じて退職金を支給する。

- ① 自己都合により退職したとき
- ② 休職期間が満了して復職できないとき

(退職金の不支給・減額)

第4条 次の各号の一に該当する者については、原則、退職金は支給しない。ただし、事情により支給額を減額して支給することがある。

- ① 就業規則に定める懲戒規程に基づき懲戒解雇した者
- ② 退職後、支給日までの間において在職中の行為につき懲戒解雇に相当する事由が発見された者

(勤続年数の算出)

- 第5条 1. 勤続年数は、入社日から起算し退職の日までとする。
2. 勤続年数1年未満の端数は月割計算し、1ヶ月未満は1ヵ月として計算する。
3. 前項の規程にかかわらず、次の各号に該当する期間は、勤続年数に算入しない。

- ① 自己都合の休職期間

- ② 私傷病による休職期間
- ③ 育児・介護休職期間

(金額の端数計算)

第6条 退職金の最終計算において、1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げる。

(支払の時期および方法)

- 第7条
1. 退職金は、原則として、退職または解雇の日から30日以内に本人が指定した本人名義の預貯金口座へ振り込むことによって支払う。
 2. 口座振り込みを受けようとする理事(役員)は、あらかじめ退職金の振り込みを受ける預貯金口座を法人に届け出なければならない。
 3. 前項の届出があったときは、口座振り込みについての同意があったものとみなす。

(特別功労金)

第8条 在職中に勤務成績が優秀であった者、および特に功労のあった者に対しては功労金を支給することがある。なおその支給額についてはその都度決定する。

(死亡退職したときの受給権者)

- 第9条
1. 理事(役員)が死亡した場合の退職金または特別功労金は、死亡当時、本人の収入により生計を維持していた遺族に支給する。
 2. 遺族の範囲および支給順位については、労働基準法施行規則第42条から第45条までを準用する。
 3. 同一順位の遺族が複数人いる場合の受給権者は、会社が指定する。

付 則

1. この規程は平成 29年 4月 1日から実施する。
2. この規程を改廃する場合には、理事(役員)の意見を聞いて行う。